

重度の障がいがある人への各種手当

▼申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎)

☎(242)1149
FAX(348)5271

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。

なお、各種手当には所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

障害児福祉手当

●月額 14,580円

●対象 身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を要する20歳未満の人

障がいの程度

●障がいの程度 身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度

※障害年金などの受給者、施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

●月額 1級51,450円

●対象 心身に一定以上(重度(中程度)の障がいがある20歳未満の児童を養育する人

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届は忘れずに

●特別障害者手当
●障害児福祉手当
●特別児童扶養手当
●経過的福祉手当

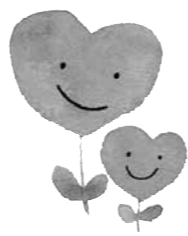
これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。

必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行なってください。

期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。

提出期間

8月10日(木)～31日(木)



戦没者などのご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金の請求はお早めに

戦没者などの死亡当時のご遺族で、基準日となる平成27年4月1日に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に支給します。

●対象 次の①～④のうち先順位のご遺族1人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの遺族のうち父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番(戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件により、順番が入れ替わります)

④①～③以外の戦没者などの3親等内の親族(甥、姪など。戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります)

●支給内容

●額面25万円、5年償還の記名国債

●申込期限 平成30年4月2日(月)

※期限を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

●申し込み・問い合わせ先

福祉課 社会福祉班(西合志庁舎)

☎242-1149

ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

▼申し込み・問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎)

☎(242)1159

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にして児童を養育する家庭に支給します。

支給額

●支給額 受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分されます。この区分は、毎年、現況届の審査状況で見直されます。

事実婚と認められる場合は

●事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受けているなど。同居の有無を問わない)が存在する状態です。

●事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となりますので、手当を受けている人で事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

●ひとり親家庭(父子・母子家庭)などの生活安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成します。

●対象 次の全てを満たす人
●国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規

定による被保険者もしくは被扶養者

●市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母およびその者に扶養されている児童または父母のいない児童

※所得制限があります。

助成期間

●児童 : 18歳に達する日以降最初の3月31日まで

●父・母など : 児童が20歳に達する月末まで(ただし、児童を扶養している場合)

助成額

●助成対象者が支払った一部負担金の3分の2に相当する額

現況届を忘れずに

●児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬に関係書類を送付しています。

●現況届の提出がないと、8月以降の手当の支給を受けることができませぬ。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなりますのでご注意ください。

提出期限

8月31日(木)

支給対象児童1人の場合

全部支給…月額42,290円

一部支給…月額42,280円～9,980円

支給対象児童2人目

月額5,000円～9,990円加算

支給対象児童3人目以降

1人につき月額3,000円～5,990円加算

※所得制限により、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

ユーパレス弁天の

プール・トレーニング室利用補助券を交付します

合志市国民健康保険加入者を対象に、ユーパレス弁天のプールまたはトレーニング室を1回200円で利用できる補助券を交付します。ユーパレス弁天を活用して健康づくりを始めませんか。

●対象 次の全てを満たす人(先着200人)

●合志市国民健康保険に加入している人

●保険税(保険料)滞納のない世帯の人

●申請時点で40歳以上の人

※利用できるのは本人のみ。

※国民健康保険の事業の一環のため、社会保険加入者は対象外です。

※本年度すでに交付を受けている場合、交付済みの30回分の補助券の利用が確認できた場合にのみ申請できます。

※昨年度交付を受けている人は、利用実績が交付枚数の3分の1に満たない場合は交付ができません。

●交付枚数 1人30枚

●補助券の有効期限 平成30年3月31日(土)

●申込方法

保険証と印鑑を持って、健康づくり推進課窓口でお申し込みください。

●申込開始 9月11日(月)

●申し込み・問い合わせ先

健康づくり推進課 国保年金班

(西合志庁舎)

☎242-1183